

令和2年5月27日

東京海洋大学 学生及び教職員の皆さんへ(第3報)
～入構制限の段階的解除について～

国立学法人 東京海洋大学
学長 竹内 俊郎

皆さんには、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大防止のため、キャンパスへの入構制限など種々の活動制限を要請している中、4月27日付けで「学長からのメッセージ 学生及び教職員の皆さんへ(第2報)」をお届けしました。この間、外出自粛などによりストレスを感じ、他人に高圧的になったり、引きこもり状態になったりしていませんか?このような時、人間は、悲しいかな、思考力が落ちてしまうことにより、失敗してしまうことがあるようです。是非、運動などでストレスを発散し、健全な精神と肉体の維持に努めましょう。

さて、4月7日に出された国の「緊急事態宣言」は5月25日に解除されました。今後、経済活動を段階的に拡大することとし、移行期間を5月25日から7月31日までの約2か月間(感染の状況を見つつ、延長することがあり得る。)としています。これを踏まえ、東京都でも、休業要請について段階的に、レベル0から3に緩和していくこととしています。

皆さんには、授業はもとより、本学の特徴の一つである実験・実習・演習・研究活動等が困難な状況となり、いろいろとご不便をおかけしてきましたが、これら国や東京都の対応等を踏まえ、6月1日以降、別紙のスケジュールに基づき、入構制限を段階的に解除することとしました。

ただし、東京都区部は、人口あたりの感染者が最も多い地域であること、また、多くの学生や教職員が公共交通機関を使って通学・通勤していることから、感染のリスクは依然として存在しますし、学生や教職員の移動により、その他の地域への感染拡大につながるリスクもあります。さらに、新規感染者が減ってきたのは、人と人との接触の低減措置が一定の効果を上げたものだと思いますが、今後、再度感染が起きる可能性も否定できないことから、より慎重に進めることとしたことについて、ご理解いただきたいと思えます。

まず、授業については、5月11日以降、「遠隔授業」で進めています。前学期(4学期制では、1及び2学期)終了まで、原則として、遠隔授業を継続します。

次に、実験・実習・演習などについては、国家試験の免許に関わる科目を優先することとしますが、それらを含め、夏季休業に入った7月21日から順次開講します。なお、これらは、基本的に対面方式を極力避けて、事前に遠隔授業で進めておき、どうしても対面方式が必要な内容を絞り込んで、密にならない感染症対策と衛生環境を整えた上で短時間、短期間に実施することとします。

実習についても、同様の条件の下、宿泊を伴わないことを原則とします。

本学では、練習船での実習があり、新型コロナウイルス感染に対して、学生・教職員ともに徹底した防止策が必要です。段階的解除が遅いと感じるかもしれませんが、ご協力ください。

いずれにしても、祖父母やご両親、そして友人など、大切な人々や愛する人に“感染させない”、自分自身も“感染しない”、を合い言葉に、新型コロナウイルス感染防止に取り組みましょう。

<別紙>

今後のスケジュール(予定)

令和2年5月27日現在

【現在～5月31日まで】入構禁止(正門のみ開門)

9月修了予定の大学院学生や、生物の飼育などのため真にやむを得ず登校せざるを得ない学生に限り、届出により許可。

【6月1日～6月21日】入構制限(正門のみ開門)

大学院博士後期課程3年次生及び博士前期課程2年次生並びに学部4年次生のうち乗船実習予定者は、研究室が「3つの密:密閉・密集・密接」にならないことを条件に、届出により許可。

【6月22日～7月20日】入構制限(正門のみ開門)

大学院学生、水産専攻科生、研究生及び学部4年次生は、研究室が「3つの密」にならないことを条件に、届出により許可。

【7月21日～8月23日】登校自粛(すべて開門、ただし、外部者は原則禁止)

大学院及び学部学生等が実験・実習(原則として、宿泊を伴わない)・演習などの履修や研究活動を目的に入構することを許可(届出は不要)。

オンラインによる課外活動(クラブ紹介・打合せなど)は可。

【8月24日～9月30日】登校自粛

試験及び科目履修等に伴う入構に限り、登校を許可(届出は不要)。

課外活動については「3つの密:密閉・密集・密接」にならないことを条件に、許可。

【10月1日以降】入構制限解除

学事予定表に基づく通常授業(条件として、授業・実験・実習・演習・研究活動において、「3つの密」にならないことの徹底)。

外部者の立ち入りの際の、届出は不要、外部者の施設利用を再開。

【注】

1. 学内においては「3つの密」をくれぐれも避けた行動に徹すること。さらに、学外においては、【新しい生活様式:「3つの密」の回避とともに、「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした、基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する様式】に従い、行動すること。

2. 7月20日までの入構は「届出により許可」(原則として「入構禁止・入構制限」)であることから、寮生についても研究室に入室する場合には、指導教員等に届け出て、許可を得ること。

なお、現在、一部の研究室において、届出を行った上ではあっても、複数の学生が長時間滞在している事例が見られますが、感染再拡大予防の観点から、登校自粛期間中は、真にやむを得ない事情がある場合を除き、学生は登校を避けてください。また、登校せざるを得ない場合にも、研究室での滞在時間をできる限り短くする、という全学の統一方針に従っていただきますよう、改めてお願いいたします。

3. 本スケジュールは5月27日時点での予定であり、今後、内容が前後する可能性があること、また、東京都の「緊急アラート」が発出された場合は、その方針に準じて実施することを付記する。